

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)

令和4年度
特別措置に関する
案内書

【都内公立中学校に在籍の方】

～目次～

1. 概要	2
1-1. 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)における令和4年度特別措置について	
2. 特別措置申請のスケジュール	3
3. 受験上の特別措置の一覧	4
3-1. 受験上の特別措置の詳細	
3-2. 措置区分ごとのテスト資材サンプル	
3-3. 会場等に関する措置	
3-4. 持込みを希望する資材	
4. 特別措置申請の手順	23
4-1. 【最初に対応】 措置申請書の準備	
4-2. 【7月7日(木)9時～8月5日(金)17時 ※期間厳守】特別措置申請	
5. 特別措置申請の審査・決定	29
5-1. 特別措置申請が承認されないケース	
6. 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置	32
6-1. 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置の申請方法	
7. よくある質問	33
8. 巻末資料【措置申請書フォーム】	35

1. 概要

令和4年度 中学校英語スピーキングテスト(以下「ESAT-J」という。)の受験に際し、病気・負傷や障害等のために、特別な措置を希望する場合は、受験上の特別措置を申請することができます。

特別措置の申請に、障害者手帳は必要ありません。手帳の交付を受けていない方でも特別措置申請は可能です。生徒、保護者、学校の先生と相談の上、特別措置の申請を行うか判断してください。

受験上の特別措置については、特別な資材の準備や、受け入れ可能な会場・受験教室の調整を行うため、受験申込前の「特別措置申請」が必要です。受験上の特別措置を希望する場合は、本資料をよく読み、措置の内容や申請方法を確認の上、必要な時期に申請を行ってください。

1-1. ESAT-J における令和4年度特別措置について

ESAT-J では、特別措置が必要な生徒のために、次の(1)及び(2)を満たした場合において特別措置を行います。

- (1) 「特別措置申請」にて生徒が希望する特別措置が、ESAT-J の措置項目に基づく内容でかつ、生徒が在籍する学校長の承認済みの「措置申請書」を提出した場合
- (2) 「特別措置申請」にて生徒が希望する特別措置が、ESAT-J の措置項目に基づく内容でかつ、受験環境等の準備ができる場合

なお、特別措置により受験する生徒は、原則として「特別措置専用会場での受験」となります。

2. 特別措置申請のスケジュール

ESAT-J における特別措置申請は、次の表の中で示している期間で受け付けます。期間内に【1】【2】【3】を行い、特別措置申請が完了できるように、時間に余裕をもって準備及び措置申請を行ってください。※23ページ以降に詳細の説明があります。併せてご確認ください。

生徒・保護者	所属校	事業者
【1】 措置申請書の準備 7月7日以前 ⇒詳細:23ページ		
<p>「特別措置に関する案内書(本資料)」及び「措置申請書(本資料36ページ)」を確認し、申請する措置区分を決定</p>		
<p>「措置申請書」に、希望する措置区分と申請理由を記入し、担当の先生に提出し確認を依頼</p>	<p>「措置申請書」を確認し、中学校記入欄に必要事項(校長先生の公印押印を含む)を記入し、生徒に返却</p>	
<p>学校確認済みの「措置申請書」を画像データ化する ※スマートフォン等での撮影/スキャナーでの読み取り等により、PDF、JPG、JPEG のいずれかの形式で保存(※7MB 以内)</p>		
【2】 特別措置申請 7月7日(木)9時~8月5日(金)17時 ※期間厳守 ⇒詳細:23ページ		
<p>学校から生徒に配布される「申込みマニュアル」及び本資料に沿って、</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ “生徒用マイページ” に自分の情報を登録する ■ “生徒用マイページ” から「特別措置申請」を行う <p>※「措置申請書」のデータ(画像)が必要です</p>		<p>申請内容及び「措置申請書」を確認し、審査</p> <p>※通常5日程度(土日祝日除く)かかります。</p> <p>※申請内容等に不明な点や不備がある場合、または個別のご要望等への対応ができない場合は、保護者(生徒)に連絡することがあります。</p>
<p>審査結果を“生徒用マイページ”にて確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 承認の場合:試験当日の措置内容が表示 ■ 再申請が必要な場合はその旨表示されます <p>※審査中は「審査中」と表示されます。</p>		
【3】 受験申込み 7月7日(木)9時~9月6日(火)17時 ※必ず特別措置申請を先に行ってください。		
<p>“生徒用マイページ” から受験申込みを行う</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 特別措置申請とは別に、受験申込みが必要です ■ 特別措置申請の審査中は、受験申込みができません 		

3. 受験上の特別措置の一覧

ESAT-J における受験上の特別措置は、以下のとおりです。複数の措置区分を申請することも可能ですが、重複して申請できない区分もあるため、このページ下部の表外の注意書きをご確認ください。具体的な措置内容及びテスト資材等については、5ページ以降にてご確認ください。

※申請する措置区分を選ぶ際は、保護者や学校の先生と相談し、障害の程度や通常の学習状況を考慮した上で、必要な措置をお選びください。知的障害等をお持ちで受験をするか迷う場合は、学校におけるその他の試験の参加状況を参考に受験するかどうかをご判断ください。

措置区分	特別措置の概要
視覚関係（点字、弱視関連）	
1 ※1、※2	点字資材による受験（試験時間の延長あり）
2 ※1	拡大問題冊子による受験（試験時間の延長あり）
3 ※1	拡大問題冊子による受験（試験時間の延長なし）
視覚関係（色弱関連）	
4 ※1	白黒印刷問題冊子による受験
聴覚関係	
5 ※2、※3	音（音声）を文字化した問題資材での受験（音声の聞き取りなし）
6 ※2、※3	音（音声）を文字化した問題資材での受験（音声の聞き取りあり）
7 ※3	音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題資材なし）
きつ音・発話障害関係	
8	解答時間の延長
上肢不自由	
9	受験会場等に関する措置
発達障害	
10 ※4	受験会場等に関する措置（試験時間の延長あり）
11 ※4	受験会場等に関する措置（試験時間の延長なし）
下肢不自由	
12	受験会場等に関する措置
その他（持病・心理面での配慮が必要な場合等）	
13	受験会場等に関する措置
日本語の補助	
14 ※2	日本語に対する補助 【申請条件】国籍を問わず、入国後の在日期间が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以内の者で、日本語指導を必要とする者

※1 措置区分1～4は、重複して申請することができません。

※2 措置区分1を選択した場合は、措置区分5、6、14を重複して申請することができません。

※3 措置区分5～7は重複して申請することができません。

※4 措置区分10・11は、重複して申請することができません。

3-1. 受験上の特別措置の詳細 ※措置区分ごとのテスト資料サンプルのサンプルは12ページ以降にございます。

	視覚関係(点字・弱視関連)	
措置区分・措置概要	1 点字資料による受験(試験時間の延長あり)	2 拡大問題冊子による受験(試験時間の延長あり)
テスト資料	■点字問題冊子	■拡大問題冊子(文字化版 ※イラストを文字化したもの)(22ポイント程度/白黒)
解答時間	約1.4倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ	約1.4倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ
音声の聞き取り方法	配慮なし	配慮なし
解答方法	点字問題冊子を利用しながらタブレットに解答を録音	拡大問題冊子(文字化版)を利用しながらタブレットに解答を録音
試験時間	延長あり(問題を解くことに関係する時間を1.4倍に延長)	延長あり(問題を解くことに関係する時間を1.4倍に延長)
試験実施教室	解答時間1.4倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。	解答時間1.4倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) ■タブレットの入力作業代行 《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可 <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用 ■エレベーターが利用可能な受験教室での受験 ■障害者用トイレの利用 	<ul style="list-style-type: none"> ■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) ■タブレットの入力作業代行 《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可 <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用 ■エレベーターが利用可能な受験教室での受験 ■障害者用トイレの利用
持込みを希望する資料 ※複数選択可	《以下から必要なものを選択》 <ul style="list-style-type: none"> ■点字腕時計 ■白じょう ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る 	《以下から必要なものを選択》 <ul style="list-style-type: none"> ■白じょう ■拡大読書器(コンセント必要/不要) ■ルーペ ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る

	視覚関係(点字・弱視関連)	視覚関係(色弱関連)
措置区分・措置概要	3 拡大問題冊子による受験(試験時間の延長なし)	4 白黒印刷問題冊子による受験
テスト資料	■拡大問題冊子(画面拡大版 ※タブレット画面を拡大したもの) (15~18ポイント程度/イラストあり/カラー)	■白黒印刷問題冊子(15~18ポイント程度/イラストあり/白黒)
解答時間	配慮なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。	配慮なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。
音声の聞き取り方法	配慮なし	配慮なし
解答方法	拡大問題冊子(画面拡大版)を利用しながらタブレットに解答を録音	白黒印刷問題冊子を利用しながらタブレットに解答を録音
試験時間	配慮なし	配慮なし
試験実施教室	ページめくり音を追加した解答時間1倍(延長なし)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。	ページめくり音を追加した解答時間1倍(延長なし)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) 《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可 ■車いすの利用 ■障害者用トイレの利用	■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。) 《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可 ■車いすの利用 ■障害者用トイレの利用
持込みを希望する資料 ※複数選択可	《以下から必要なものを選択》 ■白じょう ■拡大読書器(コンセント必要/不要) ■ルーペ ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る	《必要に応じて以下に記載》 ■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る

		聴覚関係		
措置区分・措置概要	5	音（音声）を文字化した問題資料での受験（音声の聞き取りなし）	6	音（音声）を文字化した問題資料での受験（音声の聞き取りあり）
テスト資料	<ul style="list-style-type: none"> ■音（音声）のみで流れる英文を文字化した音声内容補助冊子 ■試験監督の指示を文字化した監督教示内容補助冊子 		<ul style="list-style-type: none"> ■音（音声）のみで流れる英文を文字化した音声内容補助冊子 ■試験監督の指示を文字化した監督教示内容補助冊子 	
解答時間	配慮なし		配慮なし	
音声の聞き取り方法	<p>配慮なし</p> <p>※本措置は、音声の聞き取りなしでの受験のため、音声の聞き取り方法に関する配慮はありません。音声を聞きながらの受験を希望する場合は、措置区分6または7を申請してください。</p> <p>※テスト中はイヤーマフを装着します。補聴器をご使用の場合、種類によってはイヤーマフが使えない場合があります。在籍する学校に届くサンプルのイヤーマフで、貸与期間中（5月下旬～9/6）に必ず使用可否を確認してください。補聴器等の関係でイヤーマフを装着できない場合は、申請時に「イヤーマフの使用不可」にチェックを入れてください。その場合は、個室または個別スペースでの受験となる場合があります。</p>		<p>タブレットから直接音声を再生</p> <p>※原則、個室または個別スペースでの受験となります。</p>	
解答方法	音声内容補助冊子とタブレットに表示された文字を読みながら解答		音声内容補助冊子とタブレットに表示された文字を読みながら解答 ※タブレットから直接再生される音声も聞きながらの解答となります。	
試験時間	配慮なし		配慮なし	
試験実施教室	解答時間1倍（通常解答時間）の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。		個室または個別スペース ※タブレットから直接音声を再生するため	
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<ul style="list-style-type: none"> ■機材装着準備の代行（イヤーマフのサイズ調整） <p>《上記に加え、必要に応じて以下を選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用 		<p>《必要に応じて以下を選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■車いすの利用 	
持込みを希望する資料 ※複数選択可	<p>《以下から必要なものを選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■補聴器 ■人工内耳 ■その他（自由記述）※生徒自身で持ち運び可能なものに限る 		<p>《以下から必要なものを選択》</p> <ul style="list-style-type: none"> ■補聴器 ■人工内耳 ■その他（自由記述）※生徒自身で持ち運び可能なものに限る 	

	聴覚関係	きつ音・発話障害関係
措置区分・措置概要	7 音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題資料なし）	8 スピーキングテストの時間延長
テスト資料	■試験監督の教示内容を文字化した監督教示内容補助冊子	配慮なし
解答時間	配慮なし	約3倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ
音声の聞き取り方法	タブレットから直接音声を再生 ※原則、個室または個別スペースでの受験となります。	配慮なし
解答方法	配慮なし ※タブレットから直接再生される音声を聞きながらの解答となります。	配慮なし ※採点時に注意して音声を確認する配慮を行います。
試験時間	配慮なし	延長あり（問題を解くことに関係する時間を3倍に延長） ※試験時間が通常の生徒より5分程度延長となります。
試験実施教室	個室または個別スペース ※タブレットから直接音声を再生するため	解答時間3倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	《必要に応じて以下を選択》 ■車いすの利用	■機材装着準備の代行（イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。） 《上記に加え、必要に応じて以下を選択》 ■車いすの利用
持込みを希望する資料 ※複数選択可	《以下から必要なものを選択》 ■補聴器 ■人工内耳 ■その他（自由記述） ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る	《必要に応じて以下に記載》 ■その他（自由記述） ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る

	上肢不自由	発達障害
措置区分・措置概要	9 受験会場等に関する措置	10 受験会場等に関する措置(試験時間の延長あり) ※知的障害をお持ちの生徒で、措置を希望する場合は、措置区分10または措置区分11で申請してください。
テスト資材	配慮なし	配慮なし
解答時間	配慮なし	約3倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ
音声の聞き取り方法	配慮なし	配慮なし
解答方法	配慮なし	配慮なし
試験時間	配慮なし	延長あり(問題を解くことに関係する時間を3倍に延長) ※試験時間が通常の生徒より5分程度延長となります。
試験実施教室	解答時間1倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。	解答時間3倍の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)</p> <p>《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■特別措置監督によるイヤホンの装着代行(希望する場合は、特別ヘッドセットでの対応となります。)</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p> <p>■エレベーターが利用可能な受験教室での受験</p> <p>■障害者用トイレの利用</p>	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)生徒がご自身でイヤホン装着が困難な場合は、その旨必ず自由記述欄に記載してください。</p> <p>《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p>
持込みを希望する資材 ※複数選択可	<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る</p>	<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る</p>

	発達障害		下肢不自由	
措置区分・措置概要	11	受験会場等に関する措置(試験時間の延長なし) ※知的障害をお持ちの生徒で、措置を希望する場合は、措置区分10または措置区分11で申請してください。	12	受験会場等に関する措置
テスト資料	配慮なし		配慮なし	
解答時間	配慮なし		配慮なし	
音声の聞き取り方法	配慮なし		配慮なし	
解答方法	配慮なし		配慮なし	
試験時間	配慮なし		配慮なし	
試験実施教室	解答時間1倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。		解答時間1倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。	
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)生徒がご自身でイヤホン装着が困難な場合は、その旨必ず自由記述欄に記載ください。</p> <p>《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p>		<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)</p> <p>《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■特別措置監督によるイヤホンの装着代行(希望する場合は、特別ヘッドセットでの対応となります。)</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p> <p>■エレベーターが利用可能な受験教室での受験</p> <p>■障害者用トイレの利用</p>	
持込みを希望する資料 ※複数選択可	<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る</p>		<p>《以下から必要なものを選択》</p> <p>■つえ</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る</p>	

	その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等)	日本語の補助
措置区分・措置概要	13 受験会場等に関する措置 ※不登校等で心理面での配慮が必要と判断される場合、こちらの措置区分で申請可能です。	14 日本語に対する補助 【申請条件】国籍を問わず、入国後の在日期间が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以内の者で、日本語指導を必要とする者
テスト資料	配慮なし	試験準備時のタブレット画面に表示される漢字にひらがなのルビを振った日本語補助冊子(試験開始前のみを使用)
解答時間	配慮なし	配慮なし
音声の聞き取り方法	配慮なし	配慮なし
解答方法	配慮なし	配慮なし ※試験中の日本語は音声で再生されるため、配慮はありません。
試験時間	配慮なし	配慮なし
試験実施教室	解答時間1倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。	解答時間1倍(通常解答時間)の特別措置室 ※同室に他の特別措置生徒がいる場合があります。
試験監督等による補助及び会場等に関する措置	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)イヤピースには、シリコン樹脂を、イヤホン部分には、磁石を使用しています。なんらかの理由でカナル型マイク付きイヤホンを利用できない場合は、カナル型マイク付きイヤホンが利用できない旨を自由記述欄に記載してください。</p> <p>《上記に加え、下記から必要なものを選択》※複数選択可</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p> <p>■エレベーターが利用可能な受験教室での受験</p> <p>■障害者用トイレの利用</p>	<p>■機材装着準備の代行(イヤホン等のビニール袋開け、イヤピースの装着、イヤーマフのサイズ調整を試験監督等が行う。イヤホン装着は生徒が行う。)</p> <p>《上記に加え、必要に応じて以下を選択》</p> <p>■試験準備時のタブレットへの入力作業代行</p> <p>■車いすの利用</p>
持込みを希望する資料 ※複数選択可	<p>《以下から必要なものを選択》</p> <p>■つえ</p> <p>■その他(自由記述)※生徒自身で持ち運び可能なものに限る</p>	<p>《必要に応じて以下に記載》</p> <p>■その他(自由記述) ※生徒自身で持ち運び可能なものに限る</p>

3-2. 措置区分ごとのテスト資料サンプル

(1) 拡大問題冊子(文字化版)【措置区分2で使用】

弱視等のため、タブレット上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大し、イラストを文字化した「拡大問題冊子(文字化版)」を用意します。

なお、拡大問題冊子(文字化版)は、タブレット画面とレイアウト等が異なることがあります。

拡大問題冊子 (文字化版)	文字の大きさ	22ポイント程度 ※注釈やルビについては、必ずしも22ポイントにはなりません。
	書体	ユニバーサルデザイン等のフォント
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	白黒
申請に関して	措置申請時に、「2:拡大問題冊子による受験(試験時間の延長あり)」を選択	
解答時間	約1.4倍 ※問題を解くことに関係する部分のみ	

【拡大問題冊子(文字化版)のイメージ】

※準備時間内に対応できるよう、イラストの内容を簡素化することがあります。

例題(準備時間20秒/解答時間16秒)

あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシを見えています。友だちからの質問に対して、チラシについての次の情報をもとに、英語で答えてください。

「チラシ」

MUSIC CLASSES		
MONDAY	TUESDAY	WEDNESDAY
ドラム ピアノ	ギター ピアノ	ドラム ギター

<参考:タブレット画面のイメージ>

※画面レイアウトは実際と異なる場合があります。

※これは例題です。録音テストも兼ねているので実際に声に出して解答してください。
あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシを見えています。友だちからの質問に対して、画面上のチラシをもとに、英語で答えてください。
(準備時間10秒/解答時間10秒)

▶ 例題

(2) 拡大問題冊子(画面拡大版)【措置区分3で使用】

弱視等のため、タブレット上の文字等を読み取ることが困難である生徒を対象として、文字等を拡大した「拡大問題冊子(画面拡大版)」を用意します。

拡大問題冊子 (画面拡大版)	文字の大きさ	15~18ポイント程度 ※図、イラスト等に記載されている文字、注釈、及びルビについては、必ずしも15~18ポイントにはなりません。
	書体	タブレットに表示される書体と同様
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	カラー
申請に関して	措置申請時に、「3:拡大問題冊子による受験(試験時間の延長なし)」を選択	
解答時間	配慮なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。	

【拡大問題冊子(画面拡大版)のイメージ】

※タブレット画面を拡大カラー印刷したもの

※画面レイアウトは実際と異なる場合があります。

※これは例題です。録音テストも兼ねているので実際に声に出して解答してください。
あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシを見えています。友だちからの質問に対して、画面上のチラシをもとに、英語で答えてください。
(準備時間10秒/解答時間10秒)

▶ 例題



解答中の問題より先のページに進むことはできません。 57

(3) 白黒印刷問題冊子 【措置区分 4 で使用】

色弱等の症状のため、タブレット上でのカラー表示の識別が困難である生徒を対象として、タブレット画面を白黒で印刷した「白黒印刷問題冊子」を用意します。

白黒印刷問題冊子	文字の大きさ	15~18ポイント程度 ※図、イラスト等に記載されている文字、注釈、及びルビについては、必ずしも15~18ポイントにはなりません。
	書体	タブレットに表示される書体と同様
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	白黒
申請に関して	措置申請時に、「4: 白黒印刷問題冊子による受験」を選択	
解答時間	配慮なし ※ページめくりを指示する音声が入ります。	

【白黒印刷問題冊子のイメージ】

※タブレット画面を白黒印刷したもの

※画面レイアウトは実際と異なる場合があります。

※これは例題です。録音テストも兼ねているので実際に声に出して解答してください。
あなたは留学中です。友だちと一緒に近所の音楽教室に通おうとしていて、あなたはその音楽教室のチラシ
を見ている。友だちからの質問に対して、画面上のチラシをもとに、英語で答えてください。
(準備時間10秒/解答時間10秒)

▶ 例題



MUSIC CLASSES
STARTING SEPTEMBER 10TH

MONDAY TUESDAY WEDNESDAY

57

解答中の問題より先のページに進むことはできません。


(4) 音声内容補助冊子 【措置区分 5・6で使用】

音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、話される音（音声）の聞き取り不要を希望する生徒を対象として、タブレットから再生される音声テキスト化した「音声内容補助冊子」を用意します。

音声内容補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度
	書体	ユニバーサルデザイン等のフォント
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り ※ただし、冊子に掲載されるのは、再生される音声テキストがタブレット上に文字で掲載されない一部のパートのみ。
	色	カラー
申請に関して	措置申請時に、「5:音（音声）を文字化した問題資料での受験（音声の聞き取りなし）」、もしくは「6:音（音声）を文字化した問題資料での受験（音声の聞き取りあり）」のいずれかを選択	
解答時間	配慮なし	

【音声内容補助冊子のイメージ】 ※タブレットから再生される音声をテキスト化したもの

Part B
例題



この画面の準備時間が終わったら、次の英文を声を出さずに読んでください。

Which music classes are on Wednesdays?

解答中

の表示になったら、解答を始めてください。

これで例題は終わりです。
No. 1 の問題が始まったら、次のページを開いてください。

(5) 監督教示内容補助冊子【措置区分7で使用】

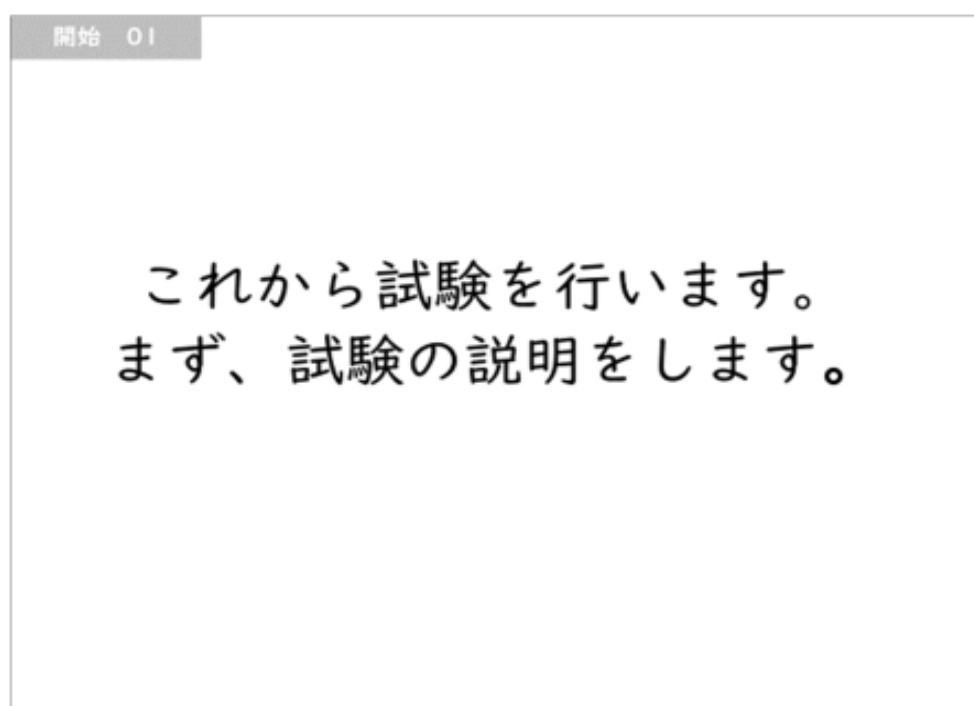
音（音声）の聞き取りが困難等の理由により、試験準備時や片付け場面で試験監督等が話す内容の聞き取りが難しい生徒を対象として、試験監督等の教示を文字化した「監督教示内容補助冊子」を用意します。

試験監督等は、口頭での教示も行います。試験監督等の教示が聞こえる場合は、この冊子を使用しなくても構いません。

監督教示内容 補助冊子	文字の大きさ	22ポイント程度以上
	書体	ユニバーサルデザイン等のフォント
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	試験監督等の教示の進行に合わせる
	色	白黒
申請に関して	措置申請時に、「5:音（音声）を文字化した問題資材での受験（音声の聞き取りなし）」、もしくは「6:音（音声）を文字化した問題資材での受験（音声の聞き取りあり）」、もしくは「7:音（音声）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した問題資材なし）」のいずれかを選択	
解答時間	配慮なし	

【監督教示内容補助冊子のイメージ】

※試験監督等の口頭教示と同様の内容をテキスト化したもの



(6) 日本語補助冊子【措置区分14で使用】

日本語の補助を希望する生徒を対象として、試験準備時のタブレット画面に表示される漢字にひらがなのルビを振った「日本語補助冊子」を用意します。

※試験中にタブレット画面に表示される日本語は、音声で再生されるため、試験中に使用するルビ付き冊子はありません。

日本語補助冊子	文字の大きさ	15~18ポイント程度 ※図、イラスト等に記載されている文字、漢字のルビ、及び注釈については、必ずしも15~18ポイントにはなりません。
	書体	タブレットに表示される書体と同様
	冊子の大きさ	A4判
	ページ組	タブレットの画面の切り替わりに応じて割り振り
	色	白黒
申請に関して		措置申請時に、「14:日本語に対する補助」を選択
解答時間		配慮なし

【日本語補助冊子のイメージ】

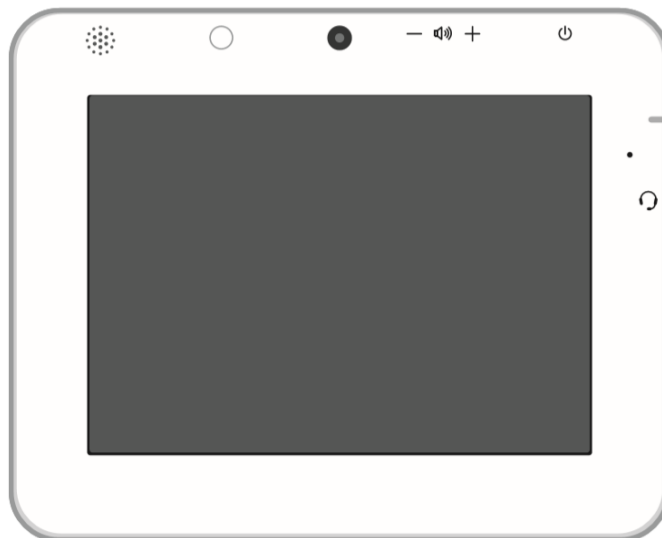
※試験準備時のタブレット画面上の漢字にひらがなのルビを振って印刷したもの

※画面レイアウトは実際と異なる場合があります。



(7) タブレット

試験には、タブレットを使用します。
生徒は、受験中はタブレットを両手で持って解答しますが、何らかの理由でタブレットを両手で持てない場合は、タブレットを机の上に置いたまま受験をしても構いません。



(8) イヤーマフ

試験中は、まわりの生徒の解答（音声）が聞こえないように、イヤーマフという防音器具を使います。
何らかの理由でイヤーマフを利用できない場合は、措置区分「13:その他（持病・心理面での配慮が必要な場合等）」にて申請を行い、イヤーマフが利用できない旨を自由記述欄に記載してください。

※イヤーマフのクッション部分（耳を覆う部分）には、PVC（ポリ塩化ビニル）を使用しています。



クッション部分:PVC（ポリ塩化ビニル）

(9) カナル型マイク付きイヤホン

試験中は、タブレットからの音を聞いたり、解答音声を録音したりするために、カナル型マイク付きイヤホンを使います。

聴覚関係の措置で、音（音声）を聞きながら受験を希望する生徒は、このカナル型マイク付きイヤホンは使用せず、タブレットから直接音声を再生する形で受験を行います。



※イヤピースには、シリコン樹脂を使用しています。

また、イヤホン部分には、磁石を使用しています。

何らかの理由でカナル型マイク付きイヤホンを利用できない場合は、措置区分「13:その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等)」にて申請を行い、カナル型マイク付きイヤホンが利用できない旨を自由記述欄に記載してください。

(10) 特別ヘッドセット

上肢不自由や下肢不自由等で、カナル型マイク付きイヤホンをご自分で耳に装着することが難しい生徒は、試験監督等による「イヤホンの装着代行」を申請することが可能です。「イヤホンの装着代行」を申請した場合は、耳の穴に入れるカナル型マイク付きイヤホンではなく、イヤーマフと一体型で利用できる特別ヘッドセットでの対応となります。特別ヘッドセットを使用することにより、安全にイヤホンの装着代行を行うことができます。



イヤホン



イヤーマフのくぼみにイヤホンが収まり、イヤーマフと一体として利用できる



3-3. 会場等に関する措置

ESAT-Jでは、会場等に関する措置について、申請する措置区分に応じた選択肢から、必要なものを申請することができます。各措置区分にて申請できる会場等に関する措置の詳細は、5ページから11ページでご確認ください。

空調や照明についての個別のご要望や、多目的トイレ等における設備のご要望等、会場に関して希望を頂いても対応できない場合があります。このような場合、お電話にて保護者（生徒）、またはご担当先生にご連絡いたします。

3-4. 持込みを希望する資材

ESAT-Jでは、受験時に使用する資材について、申請する措置区分に応じた選択肢から、必要なものを申請することができます。各措置区分で申請できる、持込みを希望する資材の詳細は、5ページから11ページでご確認ください。

自分の希望する資材が選択できない、または記載がない場合は、措置申請時に自由記述欄に記載してください。審査時に下記の観点にて確認を行います。なお、記載した要望への対応可否については、審査後にお知らせします。

- ① 試験の公平性を保てる資材であること（インターネット接続が必須となる資材は不可）。
※インターネットに接続して使用する必要があるアプリケーション等の利用も不可。
- ② 一般の会場で使用できる大きさ・仕様であること。
- ③ タブレットへの接続が不要であること。

(1) 持込みが認められない資材

上記①～③の観点から、下記の資材については、措置申請がなされても持込みを認めることができません。あらかじめご了承ください。

- ・インターネットに接続するスマートウォッチ、ウェアラブル端末
- ・特製机、いす（大きさ・仕様による）
- ・受験時にタブレットに接続して利用するイヤホン、ヘッドセット、スピーカー
- ・生徒自身で持ち運びできないもの

※生徒自身で介助者（特別措置申請備考欄に記載が必要）が手配可能（自己手配のみ）で、介助者が持ち運び可能な場合は、持込みが認められる場合があります。問い合わせ窓口にご相談ください。

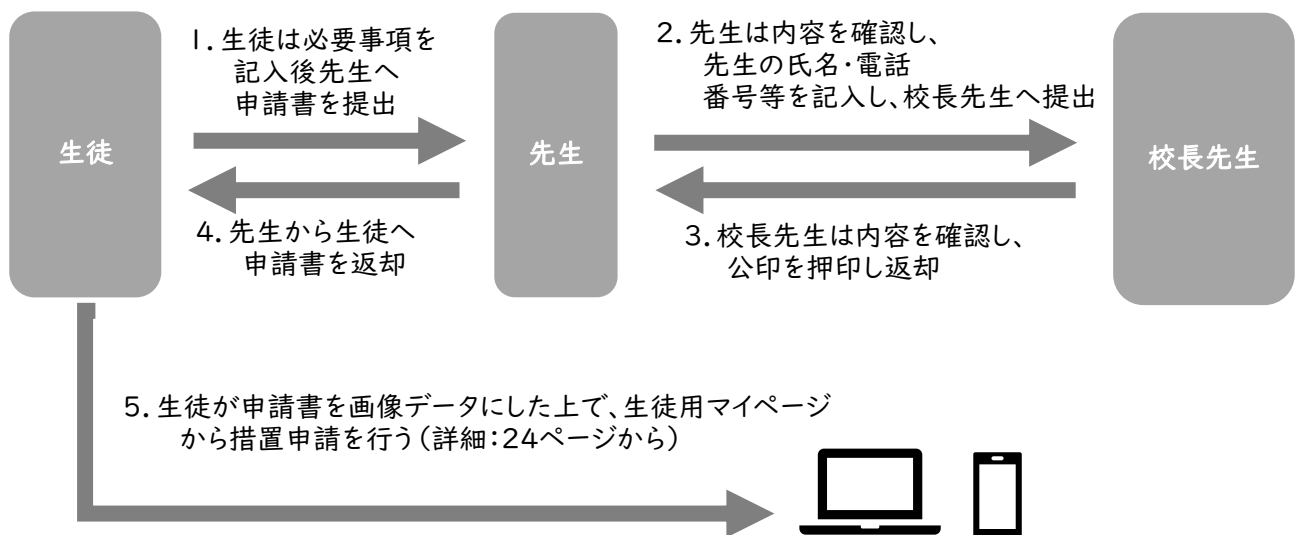
4. 特別措置申請の手順

4-1. 【最初に対応】措置申請書の準備

本案内書の36 ページにある「措置申請書」を記入します。37ページの記入例をよく確認してから記入してください。生徒（保護者）が記入する箇所と、中学校（先生）が記入する箇所があるので、注意してください。

生徒は、必要事項を記入した「措置申請書」を先生に提出してください。中学校（先生）は記載内容を確認した上で、中学校記入欄に必要事項を記入し、校長先生の公印を押印し、生徒に返却してください。

中学校記入欄を含む、すべての項目の記入完了後に、生徒は、申請書を画像データにします。申請書をスマートフォン、デジタルカメラ等で撮影若しくはスキャナー等で画像取込みを行い、PDF、JPG、JPEG のいずれかのデータ形式にして、保存してください。



【「措置申請書」記入時の注意事項】

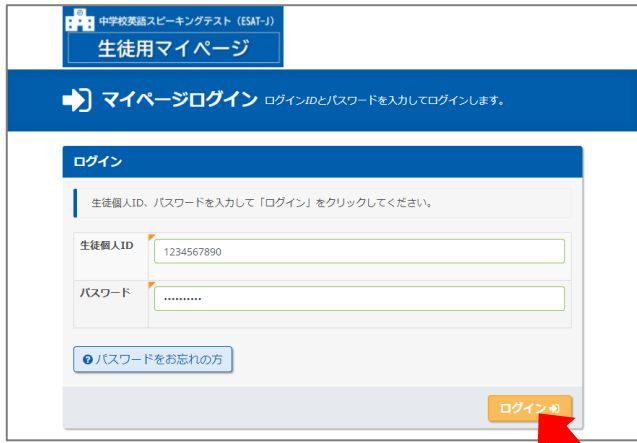
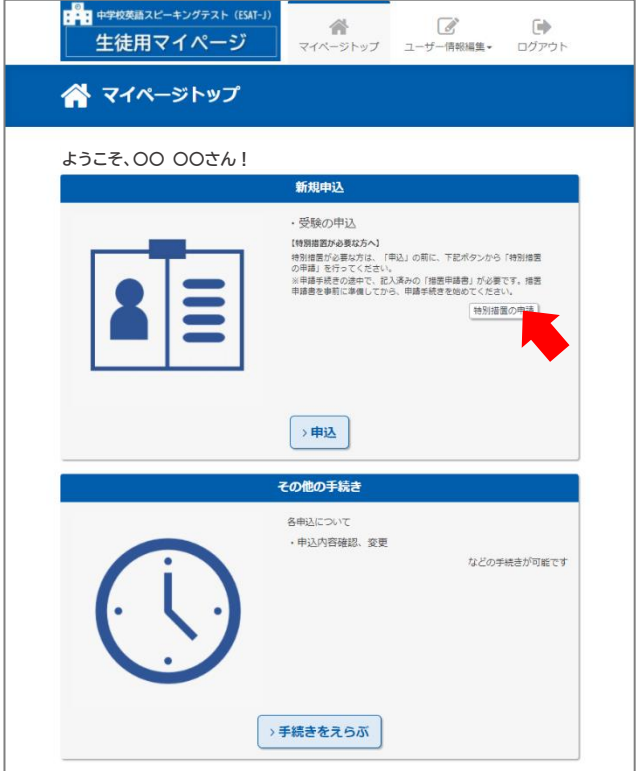
- ・ 希望する措置区分は、生徒、保護者、先生の三者で十分に相談の上、記入してください。
- ・ 申請書は、黒または青のボールペンにて、丁寧に、はっきりと記入してください。
記入内容を訂正する場合は、誤記部分に二重線をひき、余白に訂正内容を記入してください。
- ・ 生徒記入欄（生徒氏名、保護者氏名・電話番号、希望する措置区分、申請理由）については、保護者による記入でも構いません。
- ・ 「2. 申請理由」には、措置を希望する理由のみ記入してください。措置内容の詳細な要望等、申請理由以外の内容は、記入しないでください。
- ・ 記入した申請書（紙）は、受験完了まで保管ください。郵送や提出の必要はありません。受験完了後は破棄してください。

4-2. 【7月7日(木)9時~8月5日(金)17時】 特別措置申請

特別措置申請は、7月7日(木)9時~8月5日(金)17時の期間に、「生徒用マイページ(WEB)」から行います。特別措置申請をするためには、生徒用マイページへの生徒情報の登録が必要です。学校から配布される『生徒用 申込みマニュアル』を見ながら生徒用マイページへの生徒情報の登録を行ってください。なお、特別措置の申請に障害者手帳の有無は問わず、申請にも不要です。

【特別措置申請方法】

※画面はイメージのため、実際と異なる場合があります。

<p>① <<ログイン>> 生徒用マイページにアクセスし、生徒個人IDとパスワードを入力し、ログインします。</p>	
<p>② <<特別措置に関する申請ページへ移動>> マイページトップの「新規申込」にある、「特別措置の申請」を押します。</p>	

③ ≪個人情報の取扱いについての同意≫
表示される説明事項を確認し、同意する場合は「同意する」にチェックマークを入れ、右下の「申請」を押します。
※必ず、事前に保護者の方に確認いただいたうえで、「同意する」にチェックマークを入れてください。

特別措置に関する申請

生徒の皆さんは保護者の方と一緒に確認及び申請を行ってください。

申請の前に、以下の説明事項をよく読み、同意する場合は「同意する」にチェックしてください。

<申請時の注意事項及び個人情報取扱いについて>

申請の前に、以下を必ずご確認ください。

1. 特別措置を希望する場合は、受験申込手続きの前に「実施上の措置に関する申請（本申請）」を行ってください。受験申込手続きには、本申請をお受けできません。
2. 本申請を行う前に、必ず「特別措置に関する案内書」を御確認ください。
3. 本申請においては、申込手続きの際に「中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施上の措置申請書（学校長の承認を受けた手書きの申請書）」の画像をアップロードいただく必要があります。必ず事前に御確認ください。
なお、措置申請書のファイルは右下のボタンからダウンロードが可能です。

保護者の方に確認の上、同意する

申請手続きの途中で「措置申請書」をアップロードする必要があります。あらかじめ下記より措置申請書を入力して、準備してから申請手続きを始めてください。

「措置申請書」のダウンロードはこちら

④ ≪措置区分の選択≫
連絡がつく電話番号（必須）及びメールアドレス（任意）を入力し、申請書に記入したものと同一措置区分にチェックマークを入れ、右下の「次へ」を押します。
※申請書と異なる措置区分にチェックが入っている場合は、ESAT-J 窓口から、電話で保護者（生徒）またはご担当先生に確認いたします。
※電話番号は、特別措置の申請内容の確認が発生する場合がありますため、必須となっています。
※メールアドレスを登録した場合は、申請の承認連絡等が届きます。

特別措置に関する申請

措置区分の選択

申請する特別措置を選ぶ際は、保護者や学校の先生と相談し、自身の状況や学習状況を考慮したうえで、必要な措置をお選びください。

※必須項目です。

日中連絡がつく電話番号（自宅もしくは保護者の携帯）

※申請内容に不整合がある場合、対応できません。

メールアドレス（任意）

※メールアドレスは必須項目です。詳しくは「特別措置に関する案内書」をご覧ください。

措置区分（必要、複数選択）

1. 高学年対応による受験（受験延長あり） ※5、6、14の特別措置とは、重複して申請できません。

2. 欠次地通学による受験（毎学期延長あり）

3. 欠次地通学による受験（毎学期延長なし）

特別措置（色目別）

4. 欠次地通学による受験

受験関係

5. 音（英）を文字化した形態による受験（音声を聞き取りなし）

6. 音（英）を文字化した形態による受験（音声を聞き取りあり）

7. 音（英）の聞き取りありでの受験（音声を文字化した形態による受験）

まつま - 英語理解関係

8. スピーキングテストの事前返答

試験不自由

9. 受験会場に関する措置

受験関係

10. 受験会場での誘導措置（特別延長あり）

11. 受験会場での誘導措置（特別延長なし）

試験不自由

12. 受験会場に関する措置

その他（特例・心療面での配慮が必要な場合等）

13. 受験会場での誘導措置

日本語の補助

14. 日本語に関する特例
【申請条件】 国語科目が、入学後の科目設定がテストを実施した日の翌年4月1日現在、2級以上として6年以上の学習で、日本語指導を必要とする者

⑤ <<措置内容の確認>>

選択した措置区分で実施される措置内容を確認します。選択肢がある場合は、希望する項目にチェックマークを入れて、右下の「次へ」を押します。

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J)
生徒用マイページ

マイページトップ ユーザー情報編集 ログアウト

特別措置に関する申請

1. 措置区分の選択 2. 措置内容の確認 3. その他措置要望の入力 4. 申請内容の確認
5. 申請書アップロード 6. お手続き完了

措置内容の確認

措置内容の詳細を確認してください。

は必須項目です。

2. 視覚関係 (点字、朗読関係) : 拡大字種間子による受験 (時間延長あり)
テスト資料、及び、奥書形態は以下の通りになります。

- 拡大問題用子 (文字化版) (22ポイント程度/イラストを文字化/白黒)
- 拡大問題用子 (文字化版) を利用しながら、タブレットに解答を録音いただけます。
- 時間延長
- タブレットの入力作業代行
- 機材装着準備の代行

戻る

次へ

⑥ <<その他措置要望の入力>>

会場や試験監督等による補助内容に関して希望する要望や、持込みを希望する資料があれば、チェックマークを入れて、右下の「次へ」を押します。
その他の要望がある場合は、ここで入力してください。

中学校英語スピーキングテスト (ESAT-J)
生徒用マイページ

マイページトップ ユーザー情報編集 ログアウト

特別措置に関する申請

1. 措置区分の選択 2. 措置内容の確認 3. その他措置要望の入力 4. 申請内容の確認 5. 申請書アップロード 6. お手続き完了

その他措置要望の入力

は必須項目です。

試験会場や試験監督による補助内容について、必要ならのチェックを入れてください。

- 車いすの利用
- エレベーター・マウスレス可視化試験室での受験
- 解答書目録の別冊利用

試験中、及び、奥書の作成・送達時、使用を希望するものチェックを入れてください。

- 点字印刷用紙
- 白じょう
- 拡大読書器 (コンセント必要)
- 拡大読書機 (コンセント不要)
- ルーペ
- 輪轉器
- 人工内耳
- つえ

白人で拡大読書器の資料があれば以下に記入してください。(全角100文字以内)

その他の要望があれば、記入ください。(全角500文字以内)

現状にない設備や要望は、あらかじめ「特別措置に関する案内書」を確認の上、以下に記入してください。

*上記の要望で受験したいかどうかについては、調査・検討の上、返信いたします。

戻る

次へ

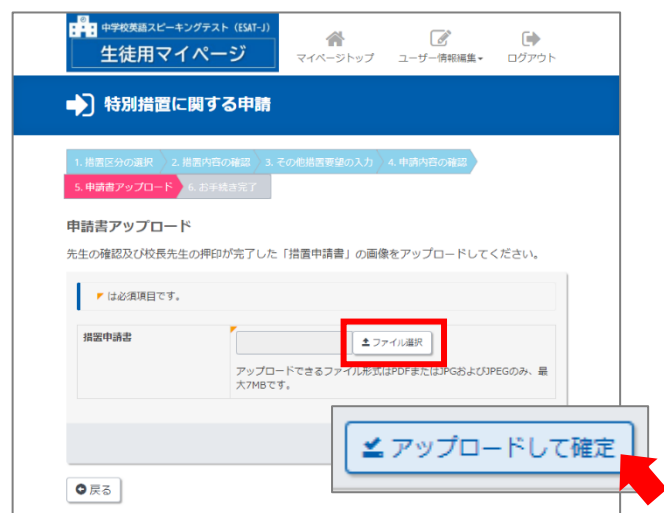
⑦ <<申請内容の確認>>

申請内容が改めて表示されるので確認し、間違いがなければ右下の「次へ」を押します。



⑧ <<申請書アップロード>>

事前に準備しておいた、「措置申請書」の画像データを選択します。「ファイル選択」を押し、保存しておいた「措置申請書」の画像データを選択します。右下の「アップロードして確定」を押します。



⑨ <<申請完了>>

確認メッセージが表示されるので、「はい」を押すと、申請が完了します。申請完了後、メールアドレスを登録した場合には、登録したメールアドレスに措置申請を受付した旨のメールが自動送信されます。



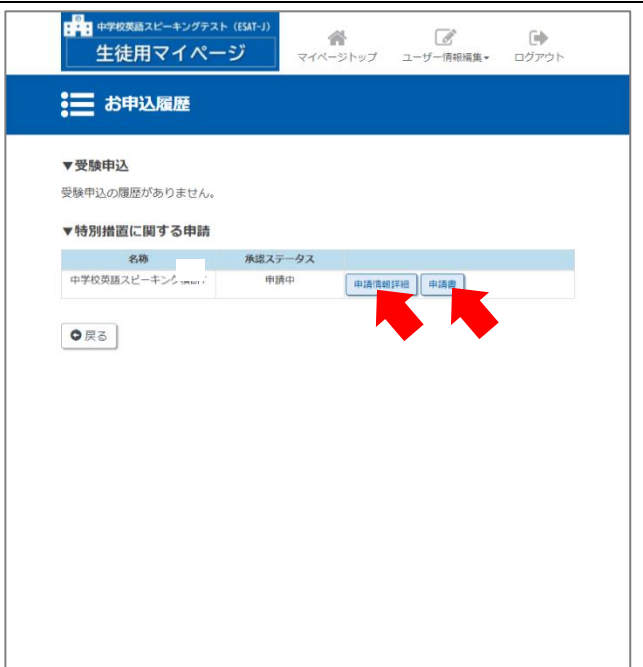
【特別措置申請の内容を確認したい場合】

※画面はイメージのため、実際と異なる場合があります。

① 生徒用マイページにアクセスし、ログインします。マイページトップの「その他の手続き」にある、「手続きをえらぶ」を押します。



② 特別措置に関する申請について表示されます。「申請情報詳細」に進むと申請した情報が、「申請書」に進むとアップロードした申請書の画像データが確認できます。



5. 特別措置申請の審査・決定

特別措置申請後は、申請内容について審査を行います。審査には、通常 5 日程度（土日祝日を除く）かかります。審査結果は、“生徒用マイページ”にて確認できます。

【審査結果の確認方法】

※画面はイメージのため、実際と異なる場合があります。

① 生徒用マイページにアクセスし、ログインします。マイページトップの「その他の手続き」にある、「手続きをえらぶ」を押します。



② 特別措置に関する申請の、「承認ステータス(承認手続きの状況)」が表示されます。



(1) 承認ステータスが「申請中」または「確認中」：
申請した措置内容を審査中であることを示します。



(2) 承認ステータスが「承認」：
申請した措置内容が確定していることを示します。「申請情報詳細」に進み、承認された内容を確認してください。
※引き続き、マイページトップから、受験の申込みを行ってください。



(3) 承認ステータスが「再申請要求」：
申請した措置内容の修正が必要であることを示します。「申請情報変更」に進み、内容を確認した上で必要な部分を修正し、再度申請を完了してください。

【注意事項】

- ・受験申込みは、特別措置申請とは別に必要です。特別措置申請の結果、「承認」となった後に、受験申込みを必ず行ってください。
- ・なお、受験申込みの期間は、7月7日（木）9時から9月6日（火）17時までです。
- ・特別措置申請の審査中は、受験申込みをすることができません。受験申込みは、特別措置申請の審査が完了するまでお待ちください。
- ・特別措置申請の審査結果は、措置申請時に登録したメールアドレス宛に自動送信されます。

5-1. 特別措置申請が承認されないケース

特別措置を申請しても、すべてが承認されるわけではありません。次のような場合、保護者（生徒）またはご担当先生に、ESAT-J 窓口から確認の電話をすることがあります。

(1) 「措置申請書」の内容と異なる措置区分が生徒用マイページから申請された場合

保護者（生徒）またはご担当先生に連絡し、申請内容の詳細・背景等を確認します。その上で、試験の厳正な実施の担保が難しいと判断した場合は、申請を受け付けません。

また、「措置申請書」に記載内容の誤りや記入内容の漏れがあった場合は、正しい内容が記載された「措置申請書」を再提出いただきます。

(2) 「措置申請書」に校長先生による公印の押印がない場合

「措置申請書」に校長先生による公印の押印がない場合は、申請を受け付けません。「措置申請書」に校長先生の公印を押印の上、再提出をお願いいたします。

(3) 希望する措置区分が、本案内書に記載がなく、その実施が難しい場合

(4) 要望に沿う会場の手配が難しい場合

保護者（生徒）またはご担当先生に連絡し、どのような措置内容であれば受験可能であるか等の詳細の確認を行います。提示できる提案内容での受験が難しい場合は、申請を受け付けられない場合があります。審査結果は、電話等で連絡します。

6. 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置

特別措置申請の申請期間が終了した後に、不慮の事故等（交通事故、負傷、発病等）のため特別措置を希望する場合は、審査の上、特別措置の可否を決定します。

なお、この特別措置は、申請する理由が「特別措置申請期間後に発生した場合」に限り、対応します。本来、特別措置申請期間に申請すべき内容であった場合には、対象となりません。

6-1. 特別措置申請期間終了後の不慮の事故等による特別措置の申請方法

不慮の事故等のため特別措置を希望する場合は、本案内書で希望する措置区分を検討した後に、ご担当先生が、38 ページに記載の特別措置専用窓口にご連絡ください。

【注意事項】

- ・申請いただく時期によっては、試験資材や試験監督等の確保の関係から、希望する措置での対応ができない場合もあります。不慮の事故等のため、特別措置を希望する必要がある場合には、速やかにご連絡ください。
- ・不慮の事故等による特別措置申請の審査期間は、通常（土日祝日を除き 5 日程度）より長くなる場合がございます。

7. よくある質問

特別措置全般について	1	申請する際の基準はありますか。	本試験は、措置区分14以外は申請基準を設けておりません。必要な措置を選択し、申請を行ってください。
	2	どの措置を申請したらよいか分かりません。	障害の程度や通常の学習状況を考慮し、担任の先生、学年の先生、養護の先生や保護者と相談したうえで、必要な措置を申請してください。
	3	希望したい措置内容が一覧にありません。	特別措置として対応ができる内容は、本案内書に記載のあるもののみです。記載のない措置内容は、原則対応できません。
措置申請書について	4	措置申請書を印刷することができません。別の用紙に必要な事項を記載して申請書としてもよいですか。	必要な情報を確実にいただくため、必ず36ページにある指定の書式に記入してください。指定の書式以外での申請はできません。 印刷ができない場合は、学校の先生に相談したり、コンビニエンスストア等にあるプリントサービスを利用したりしてください。
	5	ミドルネームを記載する場所がありません。	ミドルネームの記載は不要です。生徒用マイページへの生徒情報の登録時も同様です。
	6	措置申請書を学校に確認してもらえていません。	すぐに先生に相談し、確認してもらいましょう。校長先生による公印の押印がないものは、受付できません。必ず確認をしてもらってください。
	7	措置申請書はいつ郵送したらよいですか。	措置申請書の郵送は不要です。 手元で保管し、受験終了後に破棄してください。
WEBでの特別措置申請について	8	生徒用マイページがうまく表示されません。	生徒用マイページは、以下の環境で閲覧をお願いします。 【iPhone】OS:iOS12.0以降、ブラウザ:Safari 最新版 【Android】OS:Android7.0以降、ブラウザ:Google Chrome 最新版 【パソコン】OS:Windows10(日本語版)以上、ブラウザ:Google Chrome 最新版またはMicrosoft Edge 最新版
	9	生徒用マイページのパスワードを忘れてしまいました。	生徒用マイページからパスワードの再発行が可能です。「パスワードを忘れた方」を押し、指示に従ってください。
	10	措置申請が完了しましたが、申請した内容を変更/取消したいです。	申請が終わった後の変更はできません。よく確認してから申請してください。
	11	措置申請期間内に申請をすることができませんでした。	特別措置は、期間終了後には申請できません。必ず、8月5日(金)17時までに申請を完了してください。
12	申請しましたが、再申請が必要と連絡をうけました。	生徒用マイページからログインし、「手続きをえらぶ」から「申請情報詳細」に進んでください。前回申請した内容が表示されるので、必要な部分を修正し、再度申請してください。	

個別の措置希望について	13	スピーキングではなく筆記で解答したい。	本試験は、筆記の解答には対応できません。
	14	音(音声)のボリュームをかなり大きくして聞きたい(強音放送)。	タブレットの音量は自分で調節できますので、音量を上げての受験が可能です。 タブレットの最大音量でも音量に不安がある場合は、措置区分6で「音声内容補助冊子」を併用しての受験が可能のため、措置区分6を申請した上で、音声の聞き取りあり+音声内容補助冊子にてご受験ください。 ※タブレットにスピーカー等をつなげての強音放送には、対応できません。
	15	個室で受験したい。	原則個室での受験はできません。通常受験会場とは別の会場(複数人数)での受験となります。 ※聴覚関係の措置で、タブレットから直接音声を再生する場合は、個室または個別スペースでの受験となります。
	16	試験監督や特別措置監督の性別を指定したい。	性別の指定には対応できません。
	17	試験監督・特別措置監督に介助者としての対応を依頼したい。	試験監督・特別措置監督による介助はできません。介助者が必要な場合は、生徒自身で手配し(自己手配のみ)、特別措置申請時に備考欄に記載してください。
	18	持込み資材が生徒のみで運ばません。	生徒自身で持込みや設定ができるもののみ承認となります。生徒自身で持込みができない場合は、生徒自身で介助者を手配し(自己手配のみ)、特別措置申請時に備考欄に記載してください。
受験当日について	19	何か特別な持ち物がありますか。	「受験票」を忘れずにお持ちください。措置申請書は不要です。 特別な資材の持込みが承認されている場合は、忘れずに持参してください。 なお、試験開始前に、試験監督・特別措置監督が持ち込んだ資材の確認を行う場合があります。

8. 巻末資料【措置申請書フォーム】

次ページにある「措置申請書」の書式を利用してください。
記入時には、37ページの記入例を参考にしてください。

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 実施上の措置申請書

東京都教育委員会教育長 殿

	フリガナ	フリガナ
生徒	姓	名
	フリガナ	フリガナ
保護者	姓	名
電話番号		

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、特別措置を次のとおり申請します。

1. 希望する措置区分 希望する措置区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印記入欄	措置区分	措置内容	
	1	視覚関係 (点字・弱視関連) (色弱関係) ※1~4は重複して申請できません。	
	2		点字資料による受験(時間延長あり) ※5, 6, 14との重複申請はできません。
	3		拡大問題冊子による受験(時間延長あり)
	4		拡大問題冊子による受験(時間延長なし)
	5	聴覚関係 ※5~7は重複して申請できません。	
	6		白黒印刷問題冊子による受験(時間延長なし)
	7		音(音声)を文字化した問題資料での受験(音声の聞き取りなし)
	8	音(音声)を文字化した問題資料での受験(音声の聞き取りあり)	
	9	音(音声)の聞き取りありでの受験(音声を文字化した問題資料なし)	
	10	きつ音・発話障害関係	
	11	解答時間の延長	
	12	上肢不自由	
	13	受験会場等に関する措置	
	14	発達障害	
	15	受験会場等に関する措置(時間延長あり)	
	16	受験会場等に関する措置(時間延長なし)	
	17	下肢不自由	
	18	受験会場等に関する措置	
	19	その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等)	
	20	受験会場等に関する措置	
	21	日本語に対する補助	
	22	【申請条件】国籍を問わず、入国後の在日期間が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以内の者で、日本語指導を必要とする者	

2. 申請理由 障害等の内容や程度を含めて、上記1の措置を希望する理由を具体的に記入してください。

3. 中学校記入欄

上記のとおり、受験上の措置が必要であると考えます。

令和 年 月 日

学 校 名 _____

校 長 名 _____

担当教員氏名 _____

電 話 番 号 _____

公印

(注意)

- 本申請書(用紙)の提出は必要ありません。ウェブにて本申請書の画像データを御提出いただけます。
- 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取込み等を行い、本申請書のPDF、JPG、JPEGのいずれかの画像データを準備してください。生徒用マイページ上での措置申請時に、本申請書の画像データの添付が必要です。
- 必ず措置申請期間最終日の17時までには生徒用マイページから措置申請を完了してください。
- 措置申請の審査において、不明点等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)窓口より直接保護者(生徒)若しくは担当教員宛てに電話をすることがあります。なお、通話内容は、対応品質の向上と確実な御手続きのため、録音します。
- 本申請書は保管し、受験終了後に破棄してください。

(本申請書に記載いただく情報の取扱いについて)

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、本申請書の記載情報を含む、措置申請時に御提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、御提供いただく情報が利用されることはありません。当該個人情報の取り扱いにつきまして、御同意くださいますようお願い申し上げます。

- 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の円滑な実施(特別措置を含む)
- 上記テストの統計処理・分析
- 措置申請の審査・承認、資料等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

【記入例】

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)実施上の措置申請書

東京都教育委員会教育長 殿

	フリガナ	トウキョウ	フリガナ	ハナコ
生徒	姓	東京	名	花子
	フリガナ	トウキョウ	フリガナ	タロウ
保護者	姓	東京	名	太郎
電話番号		090-1234-5678		

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、特別措置を次のとおり申請します。

1. 希望する措置区分 希望する措置区分の○印記入欄に○を記入してください。(複数区分の希望も可)

○印記入欄	措置区分	措置内容
○	1	点字資料による受験(時間延長あり) ※5, 6, 14との重複申請はできません。
	2	拡大問題冊子による受験(時間延長あり)
	3	拡大問題冊子による受験(時間延長なし)
	4	白黒印刷問題冊子による受験(時間延長なし)
	5	音(音声)を文字化した問題資料での受験(音声の聞き取りなし)
	6	音(音声)を文字化した問題資料での受験(音声の聞き取りあり)
	7	音(音声)の聞き取りありでの受験(音声を文字化した問題資料なし)
	8	きつ音・発話障害関係 解答時間の延長
	9	上肢不自由 受験会場等に関する措置
	10	発達障害 受験会場等に関する措置(時間延長あり)
	11	発達障害 受験会場等に関する措置(時間延長なし)
	12	下肢不自由 受験会場等に関する措置
	13	その他(持病・心理面での配慮が必要な場合等) 受験会場等に関する措置
	14	日本語の補助 日本語に対する補助 【申請条件】国籍を問わず、入国後の在日期間が本テストを受験した日の翌年4月1日現在、原則として6年以内の者で、日本語指導を必要とする者

2. 申請理由 障害等の内容や程度を含めて、上記1の措置を希望する理由を具体的に記入してください。

普段、点字での学習をしているため。

3. 中学校記入欄

上記のとおり、受験上の措置が必要であると考えます。

令和4年7月7日

学 校 名	〇〇区立△△中学校
校 長 名	都 郎 太 郎
担 当 教 員 氏 名	新 宿 ヨ シ コ
電 話 番 号	03-1234-5678



(注意)

- 本申請書(用紙)の提出は必要ありません。ウェブにて本申請書の画像データを御提出いただけます。
- 記入完了後は、スマートフォンでの撮影・スキャナーでの取込み等を行い、本申請書のPDF、JPG、JPEGのいずれかの画像データを準備してください。生徒用マイページ上での措置申請時に、本申請書の画像データの添付が必要です。
- 必ず措置申請期間最終日の17時までに生徒用マイページから措置申請を完了してください。
- 措置申請の審査において、不明点等がある場合は、中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)窓口より直接保護者(生徒)若しくは担当教員宛てに電話をする場合があります。なお、通話内容は、対向品質の向上と確実な御手続きのため、録音します。
- 本申請書は保管し、受験終了後に破棄してください。

(本申請書に記載いただく情報の取扱いについて)

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)において、本申請書の記載情報を含む、措置申請時に御提供いただく情報は、以下の目的でのみ利用します。これらの目的以外に、御提供いただく情報が利用されることはありません。当該個人情報の取り扱いにつきまして、御同意くださいますようお願い申し上げます。

- 中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J)の円滑な実施(特別措置を含む)
- 上記テストの統計処理・分析
- 措置申請の審査・承認、資料等を含めた試験準備及び試験当日の実施運営等

① 生徒・保護者にて1~2を記入

・ミドルネームがある方も、ミドルネームの記載は不要です。

・電話番号は、日中に繋がりやすい番号を記入してください。

・申請理由は、簡潔に記載してください。

1. 2. の記入が終わったら、担当先生に本申請書を渡し、中学校の確認を依頼してください。

② 中学校にて3を記入

・中学校は記載の内容を確認した上で、「日付・学校名・校長名・担当教員氏名・電話番号」を記入し、公印を押印してください。

記入完了後の申請書は、生徒に渡します。

③ 生徒が特別措置申請を行う

・生徒は、生徒用マイページでの特別措置申請時に、本申請書の画像データを添付してください。

《特別措置専用》

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 窓口

0570-030558 (ナビダイヤル)

令和4年5月17日よりお電話いただけます。

受付時間:月~金 10:00~19:00(土日、祝日、年末・年始を除く)

※特別措置申請期間中の、土曜(11:00~17:00)はお電話を受け付けております。

生徒・保護者専用

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 窓口

0570-012366 (ナビダイヤル)

令和4年5月17日よりお電話いただけます。

受付時間:月~金 10:00~19:00(土日、祝日、年末・年始を除く)

※受験申込期間中の、土曜(11:00~17:00)はお電話を受け付けております。

先生専用

中学校英語スピーキングテスト(ESAT-J) 窓口

※この番号は先生専用です。

生徒・保護者の方は、上記番号におかけください。

0120-331890 (通話料無料)

受付時間:月~金 9:00~17:00(土日、祝日、年末・年始を除く)